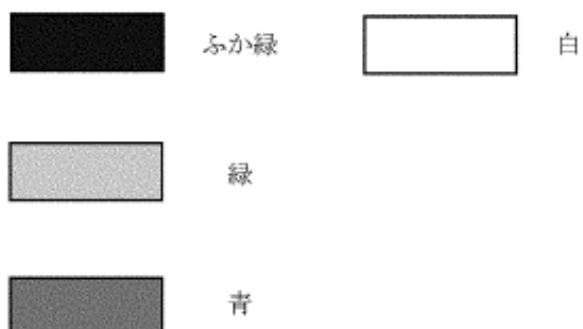


(1) 色彩区分は次のとおりとする。



(2) 登録農林漁業体験民宿及び登録実施機関名の文字は黒とする。

(3) 標識を登録農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦二十五センチメートル、横三十六センチメートルの大きさとする。